

令和5年度 中小企業等復旧・復興支援事業

《東日本大震災及び原子力災害》により被災した県内中小企業等の皆様を対象に、事業再開のために必要となる経費の一部を補助する制度です。

〇 受付期間・場所

令和5年9月1日（金）から9月29日（金）まで

各地方振興局の申請窓口(裏面)まで、直接持参又は郵送により申請してください。

〇 補助の内容

対象者	避難指示区域等で被災し、県内で空き工場・空き店舗等を借り上げて帰還するまでの間、仮操業・仮営業を行う中小企業者等
補助対象経費	ア 空き工場・空き店舗等の借り上げ費用【必須】 イ 被災した工場・店舗等から設備等を移設する費用（帰還に伴う設備等の移設費用も対象となります。） ウ 空き工場・店舗等の改装費用 エ 代替設備の借り上げ費用 ※ 土地・建物の賃貸借契約の相手方が補助金の交付申請をしようとする企業の役員である場合、当該賃貸借に係る費用は補助対象外です。
補助率	① 富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村の避難指示区域等で被災した事業者・・・ <u>3 / 4 以内</u> ② 南相馬市、田村市、川俣町、広野町、楡葉町及び川内村の避難指示区域等で被災した事業者・・・ <u>1 / 4 以内</u>
補助金額	製造業以外の業種 25万円以上 500万円以内 製造業 50万円以上 2,500万円以内

【重要】本補助金について（今後の取り扱い等）

県では、本補助金について、令和3年度から津波及び原子力災害による被害を受けた市町村を地域の状況別に区分し、支援期間等について順次見直しを行っています。

本補助金の今後の見直し及び方針等については以下のとおりです。

- ① 避難指示区域（一部解除）… 富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村
今回の公募において補助率の見直し等はありませんが、現在、各町村の状況等を踏まえた今後の対応について検討を行っています。
その一環として、今年度本補助金を申請される方について、事業の実施状況、申請しようとする補助事業（補助対象経費）及び今後の事業計画に関する現地調査等の御協力をお願いする場合がありますので御承知願います。
- ② 避難指示区域（解除）… 南相馬市、田村市、川俣町、広野町、楡葉町、川内村
令和5年度（今年度）をもって補助を終了します。

※ 令和6年度以降の実施は県の予算が確保できた場合に限りです。

(裏面)

○ 申請窓口

最寄りの地方振興局（地域づくり・商工労政課）へ持参又は郵送で申請してください。
申請に必要な用紙は下記窓口で配布しているほか、電子データを福島県商工労働部のウェブページで公開しています。

- | | |
|--|-----------------|
| ○ 県北地方振興局
〒960-8670 福島市杉妻町2番16号（県庁北庁舎） | 電話 024-521-2658 |
| ○ 県中地方振興局
〒963-8540 郡山市麓山一丁目1番1号 | 電話 024-935-1292 |
| ○ 県南地方振興局
〒961-0971 白河市昭和町269番地 | 電話 0248-23-1546 |
| ○ 会津地方振興局
〒965-8501 会津若松市追手町7番5号 | 電話 0242-29-5292 |
| ○ 南会津地方振興局
〒967-0004 南会津町田島字根小屋甲4277番地1 | 電話 0241-62-5205 |
| ○ 相双地方振興局
〒975-0031 南相馬市原町区錦町一丁目30番地 | 電話 0244-26-1142 |
| ○ いわき地方振興局
〒970-8026 いわき市平字梅本15番地 | 電話 0246-24-6006 |

○ お問い合わせ先

福島県商工労働部（福島市杉妻町2番16号 県庁西庁舎12階）	
企業立地課（製造業、建設業）	電話 024-521-7882
商業まちづくり課（卸売・小売業）	電話 024-521-7299
商工総務課（サービス業他）	電話 024-521-7270

- ◆ 対象者・補助内容については、福島県商工労働部のホームページに本制度の要綱を掲載しています。

福島県 中小企業等支援 で検索してください。